

保護者に対して調査した結果は、対象者は二千九十三人に対してお願いして、回収が千六百十人でございます。希望するというふうに回答した方が千三百九十五人で、八七％でございます。希望しないというふうに回答した方が二百十五人、一三％でございます。無記入はございません。

以上でございます。よろしく願います。

○総務部長（森田 進君） 基地問題に関連いたしましたして、三点ほど御質問いただいておりますので、答弁させていただきます。まず、三が日の飛行の関係でございますが、所属機が飛んでいたと、そういうふうなことでございますが、今、私の方で解釈しますのは、極力その三が日の飛行については停止すると、そういうふうなことでございまして、この二日、三日に、特に飛んでいるわけでございますが、それらについては必要があって飛んだと、そういうふうに理解をしております。

それから、一昨年から昨年にかけて、部隊の移駐が行われたわけでございますが、それに伴いまして、飛行機、特にC130が、どういう形で変化をしてきたかと、そういうことでございますが、移駐前の飛行機につきましては十八機でございました。それが、移駐後に二十機と、こういうふうな形で、二機実態としてはふえてございます。

それからもう一点、基地内の現在、建っております住宅あるいは計画されているものに対する御質問でございますが、現在、福生市内の市域の中に建っておりますのが、これは御案内と思いますが、一六号の縁に、現在、建設中でございますが、これが二棟でございます。それから、ほかに計画されている住宅、もちろん高層の住宅でございますが、これがウエスト地区、いわゆる羽村の行政区域の中でございますが、ここに五棟建てられると、そういうふうな情報を承知してございます。

なお、これらの住宅につきましては、現在、営外居住がかなりあるわけでございまして、それらを収容するための住宅と、そういうふうに関き及んでございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） では、最後に要望という形になると思いますが、中学校給食の問題については、アンケート結果を教育長の判断ということで、大筋の数字について発表していただいたわけです。可能な限り事細かにということは、いろいろ難しい面があるかと思っておりますけれども、やはり市議会です

から、今後につきましても可能な限りぜひこの場では発表していただきたいというふうに思うわけであります。そういう点で、この問題については、きょうは、もう私の質問回数がありませんので、この程度にとどめておきます。また、いろいろな場でお聞きしたいと思っておりますけれども、市議会ですから、発表していただくということが大前提だろうと思っておりますので、そういうふうに関、今後に取り計らっていただきたいというふうに思います。そのことだけ申し上げておきたいと思っております。

それから、年末年始についての飛行の問題で、先ほどから、部長の方は、飛行回数のごが回数だけの問題にしている。私は回数と、ではその横田基地に所属している飛行機は、少なくとも飛ばさないという判断をすることができるわけです。ですから、部長の言うように、必要があって飛んだと思うというふうに関、横田基地に所属しているC9とかC130とかC21とか、こういう立場であれば困ると思っております。やはり、横田基地に所属しているC9とかC130とかC21とか、こういうものは、ほとんど飛ばさないという、ゼロだっているわけですね。そのくらいやらせて当然だと思いませんか。私はそう思うのです。少なくとも、このお正月、年末、年始ぐらいは。現に、クリスマスでは二十四日一回と二十五日が四回だったかな、そういう状況があるわけでしょう。かれらは飛ばさないとすれば、飛ばさないのでから。飛んでも来ないのでから。そういうことができるのですから、やはり断固として、この問題はやっていただきたいと思っております。

ですから、これは年末になって申し入れをするというだけではなくて、やはりこの議会、今こういうことをいろいろやりとりしているこの後、市長は司令官等にお会いする場がありましたら、ぜひことしのお正月は所属しているのがたくさん飛んでいるではないかということ、ぜひ言っていたいただきたいと思っております。（「共産党が言っているという」と、余計飛ばすわ」と呼ぶ者あり）そういうふうなことを、していただかないと、これは解決していかないと思っております。そういう点で、そのことだけ強く申し上げておきたいと思っております。

あと、またいろいろな場でもこの点は取り上げていきたいなと思っておりますけれども、きょうはこの程度にしておきます。

○議長（仲村清信君） 次に、一番田村正秋君。

（一番 田村正秋君登壇）

○一番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。全体では、二点になっております。よろしく願います。

まず一点目といたしまして、生涯学習について。

生涯学習を推進する上での市の対応について。人間は、学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性を持っており、そうしたその学習が保障されるべきである。この実現には、家庭教育、社会教育、学校教育という三者の連携により、だれでもいつでも学ぶことのできる生涯学習社会の設置が必要であり、また、高齢化社会の進展、余暇時間の増加、科学技術の急速な進展と、さまざまな現代社会を反映し、学習に対しての考え方、とらえ方が一層高まっている。そこで、当市における生涯学習のあり方を、市長はどうとらえ、これから進めていくか質問します。

まず一として、すべての人間が主役となり得るような多様な生涯にわたる学習の機会を図るべきであると思うがどうか。二とし、学校教育での学力保障と成長保障の手段はどうか。三とし、教育における国際化の問題をどう進めていくか。四、学校教育推進のための体制づくりはどうか。五、文化活動創造のあり方にどう取り組むか。これについて、質問します。

先日の堀川議員と重複するところがあると思いますが、よろしく願います。

二、都市農業について。

都市農業政策について。新鮮な農産物の安定供給と緑地空間の確保の観点から、都市活動との共存調和を目指す農業。生産緑地としての農地は、都市において、農業生産の場であるばかりでなく、防災、水質浄化、大気浄化、大気汚染防止、快適な景観の維持等、さまざまな機能を持ち、健全な都市生活を営む上での公共的役割と価値を持っている。また、地域環境問題が叫ばれている中で、農地のあり方、農業の大切さの意味が大きいと思う。市長は都市農業について、どのように考え、今後さらに維持し、保護してい

くかお尋ねいたします。

また、農産物の市場開拓について。最近、有機野菜の栽培農家と消費者グループによる共同購入を始め、市民農園や学校農園、芋掘りを通じての親子の体験学習、市主催の朝市等々がある。しかし、生産者がこれらの仕事から利益を生むまでには、かなり必死な努力が必要であり、肥料代までならないのが現状である。当市における農業生産者と消費者の接点を今以上に設け、消費者と生産者とのネットワークづくりをすることにより、より農産物の安定供給をつくれるのではないかと考えるがどうか。

三点目としまして、宅地並み課税について。土地高騰から住宅難は正のため、大都市圏の農地の宅地並み課税が問題になっている。市街化区域内の農地は、現在、長期営農継続農地制度で守られている。また、建設省は三大都市圏の住宅宅地供給を大幅にふやすことを目途とした特別処置法大綱をまとめ、適用される方向が決定しようとしている。長期営農継続を廃止し、宅地並み課税をかけるほか、二十年間営農を続ければ、相続税を免除する制度を外すなど、農業にとって、また農地にとって、大きな問題になっている。なお、都内の自治体で宅地並み課税に反対する意見書を採択しているのは、当市も含め四区二十三市、二十七議会である。したがって、短絡的な宅地並み課税は容認できないと思うが、市長の考え方をお伺いします。

以上、二点になります。よろしく願います。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 田村議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

まず、生涯学習の推進についてでございますが、生涯学習推進の基本的な考え方としては、市民があらゆる機会とあらゆる場所において、それぞれの必要性や興味、関心等に応じ、それぞれの年齢や知識、技術等にふさわしい学習活動を行うことができるよう、諸条件の整備に努める必要があるかと思っております。

次に、生涯学習を推進していくための執行体制でございますが、複雑な現代社会に生きる市民の多様な学習意欲にこたえとともに、二十一世紀へ向かって、学習社会を実現できるように体制づくりを考えて

いきたいと思っております。

次に、生涯学習推進のために、側面からこれを支える組織体制の確立でございますが、現在、福生市におきましては、市民会館、公民館、その他の施設において、市民の要望に沿った各種の教室や講座を、また、市民のサークルによる各種の学習やスポーツ、レクリエーションが行われておりますが、これら施設や内容をさらに充実させるとともに、対応する職員の意識の向上が大変重要になるかと思っております。

次に、教育における国際化をどう進めていくかでございますが、市内公立小中学校においては、教育活動全体を通して世界の人々の生活や文化に対する理解を深め、これらを尊重する態度を育成する国際理解教育を進めております。中学校においては、外国人英語教育指導員を導入し、外国語学習の充実を進めております。社会教育においては、青少年海外派遣事業を実施し、その国の歴史を学び、文化、風土に接し、人々のその交流によって相互の理解を深めることも国際理解のための大きな基礎であると思っております。

次に、都市農業についての第一点目、都市農業政策の考え方について御答弁申し上げます。福生市の農業につきましては、そのほとんどが三十アール以下の農業者で、農地も細分化され、産業として成り立たず、兼業とならざるを得ない状況でございます。さらに市街化の進行や従事者の高齢化、後継者問題、地価の高騰等、極めて厳しい現状でございます。したがって、今後の福生市の農業のあり方につきましては、農業委員会や農協、農業者の方々のお考えを賜りながら方向を見出すとともに、市としても、都市農業は都市づくりや自然空間、緑地空間としても重要でございますので、都市農業の活性化を図るための方策として農業者の組織化や育成、市民との交流のための施策などについて進めてまいりたいと思っております。

次に、都市農業についての二点目、農産物の市場開拓についての御答弁を申し上げます。現在の福生市の農業は、先ほども申し述べましたように大変厳しい状況でございますが、そのような中におきましても、朝市を実施し、生鮮野菜をより安く販売するなど、消費者サービスに努めているところでございますが、今後とも、この朝市につきましてはより一層の充実化に努めてまいりたいと思っております。

なお、御指摘のような農業生産者と市民とのネットワークづくりの点につきましては、福生市の農業の

現状を考えますと大変難しいと思われませんが、農業者等の関係者とも協議する中で方向を見い出せればと思っております。

次に、都市農業についての第三点目、宅地並み課税について御答弁申し上げます。宅地並み課税の問題につきましては、日米構造協議や大都市地域住宅供給促進特別措置法制度の動きなどにより、大都市地域における住宅地供給の促進と地価対策の観点から、市街化区域内農地の宅地並み課税の意向が表明されております。市では、市街化区域内農地は、生鮮野菜等の供給機能、緑地保全機能、都市にあっては、空間地の役割、市民農園などの公共的利用など考えますと、保全や育成が、今後とも必要かと思われます。また、福生市議会でも、長期営農継続農地制度等に関する意見書が、昨年の十二月議会で、全会一致で採択され、議長名で内閣総理大臣を初め、関係各大臣に意見書が提出されております。したがって、市でも、この問題につきましては、関係機関に対しまして、長期営農継続農地制度等の堅持について、要望してまいりたいと思っております。

以上で、田村議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。この生涯学習については、先日の堀川議員からの質問もありましたが、生涯学習は何かというふうなことになりますと、本当にゼロ歳から死ぬ間際、一生にわたっての問題であると思えますが、先日、ある新聞を見ていましたら、青梅市では、生涯学習を生涯学習推進懇談会が発足して行っているという、これは一つの核となっていて行っているというふうな記事を見たのですが、当市では、その青梅市の生涯学習、それに匹敵するような、核となるような組織というのはどのように考えているのか。また、この推進の仕方についてお尋ねします。

次に、生涯学習についてですが、今の青少年というのは、かなり目標を失っているとか、人間関係をつけないとか、そういうったさまざまな生き方、あらゆる学習活動ですか、それをもっとさらに進めていきたいというふうな願いもあるわけですが、今後、青少年のための施設や、あるいは拠点づくりの整備、先日の中学生の非行等の問題があると思いますが、今まで、どうしても相手にされない子供たち、どうしても回り、地域とか、そういうったものが何か見放してしまうのではないかというふうな経過で、なかなか一

つ同じようなことができないというふうな子供たちもいると思いますが、そういった方向の子供たちも、やはり福生市民であるわけですが、その辺の指導については、今後、青少年問題については、どのように考えているのかお伺いします。

それと、農業の問題なのですが、順不同になりますが、宅地並み課税について、今、先日の新聞を読みますと、二十三区が導入の方向に向かって、少しずつ進んでいるというふうなことなのですが、当市において農地、宅地並み課税が一たん導入された場合、一体幾らぐらいの税収が見込まれるのか。この点についてお願いします。

それと、市民とのネットワークづくりの問題なのですが、これはちょっと生涯教育にも関係するのですが、やはり農業の持つ意味というのは、単に農産物をつくるというだけではなくて、精神的にもかなりつくあるいは見る、それに関係するということが、生き方について、随分役に立つと思うのですが、その生涯教育の中で、芋掘りであるとか、親子の体験学習であるとか、あるいは身体障害者がみずから畑をつくるであるとか、そういった関係づくりというのは、今後進めていかなくはないかと思うのですが、その辺の農業との市民のかかわり方については、今後どのように考えるのか、それらについてお願いします。

○教育次長（矢崎茂夫君） 生涯学習の関係でございますけれども、昨日も堀川議員さんから生涯学習のまちづくりの推進本部、その他について御提言をいただきましたし、ただいま青梅市の状況もお聞かせいただきました。

現在、福生市におきましては、そういう全体的な組織体制づくりというものはまだ行われておりませんけれども、教育委員会、要するに社会教育の中で体制づくりを、今回の基本計画等でもお示しをしているところでございます。今後、市全体の体系づくりについては、なお検討してまいりたいというふうに思っております。

また、青少年のための施設とか拠点づくりの関係でございますけれども、確かに青少年は多くの幅があるわけですが、数多くの青年のサークルは、今、市民会館あるいは公民館、その他の施設において、

積極的に活動を行っておりますけれども、今後も施設の整備あるいは指導者の育成、そういったものも必要かと思えます。特に青少年といっても、幅がございますし、小さい子供たちについては、青少年問題協議会等におきまして、地区委員会等におきまして、いろいろな事業を実施して、そういう中で、地域ぐるみで、そういった各種の行事、その他について参加をしていただいております。今後、そういった一つの組織を通じて、これからの生涯学習の一環として取り組んでいくように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○企画財政部長（野沢久人君） 宅地並み課税の一点目で、導入された場合、どのぐらいの税収になるかという御質問がございましたけれども、およそ三万平方メートルくらいあるわけでございますが、宅地並み税額として計算をいたしますと、九千三百八万五千円程度になるかと思えます。なお、現在、農地並みということで、税額としましては百五十四万八千円ほどいただいていることでございまして、一・七％程度になっているところでございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 都市農業といいますが、その農業について、市民との関係をちょっとお聞きになつていられるようにございますけれども、例えば芋掘りだとか、そういうようなことで、芋というものはどういうふうになるのかというようなことを、とっかかりといえば、教育といえますか、そういうことでやるということとは、以前からもそういうようなことをやられているというふうには聞いております。私の方としまして、できるだけ、そういう機会をできるように、農業の生産者の人とかいろいろな人に検討してやられるように交渉してみたいと、こういうふうに思います。

ただ、その本人の御希望やいろいろありますので、先ほちょっと申し上げました農家の規模等がございますものですから、私の方でどうですかというようになことを農協さんとか農業者だとか生産者については、そのように御希望がありませんかというふうなことで、できれば家庭菜園などを通じての農業に親しむといえますか、あるいは作物ができるという過程などを勉強させる機会があればというふうに思いますので、できるだけそういうことができるように検討してまいりたいと思えます。以上です。

○一番（田村正秋君） 宅地並み課税に関して、今、六十分の一の減税で行われているという計算がある

のですが、今までこの土地を守り、あるいは先祖の土地を守ってきた農民たちが、その税金との絡みあるいは相続税対策というふうなことから、どうしても農業を宅地に変えなくてはならないというふうな経過があるというふうに思うのですが、また、サラリーマン家庭あるいは新住民から見ると、現在の土地高騰というのは、やはり農家が土地を手放さないからというふうなことも言われているわけなのですが、逆に、宅地並み課税が実施され、福生全体、二十六市がこれに適用されるとします。そうしますと、今の地価はこのままで抑えられるのかどうか。逆に、自分が思うには、やはり宅地並み課税が実施されると、さらに福生市、この二十六市近郊の土地が地価高騰するのではないかと思います。その辺の見解については、どうなのでしょう。

それと、まだ都市農業なのですが、市長に申しわけないのですが、これはある新聞なのですが、三鷹の市長とか武蔵野の市長とかその近隣の市長が、緊急都市農業サミット会議で宅地並み課税は短絡的な方向である。そういった市長会での意見があったのですが、今まで、市長が出席した市長会の中で、こういった意見が出ていたのかどうか。その審議内容についてはどうなのか、お願いします。それと、その生涯教育の問題なのですが、これは本当に揺りかごから墓場までというふうなことで、今の行政すべてが、それにあてはまるのではないかと思うのですが、やはり今後、人を生かしてまちづくりというふうなことで、このまちを盛り上げていくのではないかと思うのですが、先ほどのちょっと職員意識を高めるといふふうな話だったのですが、今、具体的にサークル活動とかいろいろやっているのは、公民館が多いわけなのですが、その中でも、公運審というのが、かなり一生懸命いろいろな立場で、青梅の生涯学習懇談会に似ているのではないかというふうに思うのですが、その辺、これからの職員の教育のあり方みたいな問題について、もう一度答弁していただきたいのですが、お願いします。

○市長（石川彌八郎君） ただいまの宅地並み課税の市長会でどのような話があったような御質問でございますけれども、私の出席の限りにおいては、この問題について議論とかあるいは討議とかといったようなものは、特別にはなかったように思っております。

○企画財政部長（野沢久人君） 宅地並み課税が実施された場合に、地価はどうなるかという、大変難しい

質問をいただいたのですが、見解ということでございますので、基本的には、土地の問題というのは需要と供給の関係でございますから、そういう意味で、要するに供給が多くなれば、一定の形で地価というものは下がってくるということになるのだろーと思っておりますけれども、実際場面として、こういった宅地並み課税というふうなものが実施された場合に、そのことによって、即そういう効果が出てくるかどうかといったようなことについては、非常に難しいところだろうというふうなことを思いますので、何ともその辺のところについて、見通しといったような形では、ちょっと今の段階で御説明をさせていただくだけの資料等も持ち合わせておりません。ただ、幾つか言われていることの中では、要するに宅地並み課税というふうなものを採用することによって、土地住民が期待するだけの住宅供給が果たしてうまくいくのだろうかといったようなことも言われているようにでございますので、そういった相対的な関係の中で、住宅土地問題といったものが考えられていかなければならぬだろうというふうなことは、いろいろなところで、言われているようではございます。以上でございます。

○教育次長（矢崎茂夫君） 生涯学習というのは、あらゆる行政の範囲に及んでいるわけでございまして、非常に、市民とのそういった一つ一つの接点の中で生涯学習が発生するわけでございます。職員の意識の向上という点でございますけれども、今後、こういった点につきましても、研修会への参加であるとか、あるいは内部的な検討会であるとか、あるいは先進地を視察するとか、そういったものを持って、こういった生涯学習への取り組み意識といえますか、意欲というものを盛り上げていきたいというふうに考えております。

○一番（田村正秋君） この宅地並み課税が、福生全市あるいはその二十六市に全部波及したときの効果というものは、よくわからないというふうな答えだというふうに思っているのですが、やはりもう二十六市でも、福生が耕す面積は一番小さいわけなのです。それで、宅地並み課税が実施されたら、福生の農業というものは、もう壊滅状態になるのではないかと思えますが、それでも、やはり農業を続けたいというふうな人たちがいると思います。そういったときに、今までの農業委員会であるとか各種団体であるとか、そういったものはもうなくなってしまうのではないかなと思います。やはり、この二十六市の中で、福生は本

当に西多摩の玄関口で、本当に農地がないところなのですが、奥多摩を後ろに控えています。今までの生体系そのものがあるわけです。ですから、今後、都市の農業あるいは緑を守るといふ観点からでも、ぜひ市長の方にも都市農業の大切さ、それから、生体系の難しさとか、あるいは大切さとか、緑に対する守らなくてはいけないというふうなことを、ぜひアピールしていただきたいと思っています。

また、生涯学習については、これは本当に大きくて難しい問題であり、さらに市民が一丸となり、あるいは職員が一緒になって勉強しなくては、なかなかうまくいかないのではないかと思います。やはり今後の一つの課題であると思います。さらに努力していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（仲村清信君）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、三月八日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後三時四十八分 延会

陳情第二十一号

原爆被害者援護法即時制定の意見書提出に関する陳情書

（陳情の趣旨）

ふたたび被爆者をつくらない決意を込め、国家補償に基づく「原爆被害者援護法」を国が一日も早く制定するよう貴市議会で促進を求める「意見書」を関係方面に提出してください。さるよう陳情いたします。

（陳情の理由）

人類最初の核戦争であった原爆投下から四十四年が過ぎた現在でも、広島と長崎で原爆弾の被害を受けた被爆者が全国に三十五万人、東京に一万余人在住しています。

被爆四十一年の昭和六十一年には、厚生省が全国三十六万余の被爆者を対象にその実態調査を行い、また、私ども被爆者の全国組織である日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）も独自の調査を実施しました。この調査結果から見ても、被爆者ゆえの苦しみ、悩み、不安は四十余年を経た今もなお薄れるどころか高齢化・病弱化と相まって一層深刻になっています。

さらに日本被団協の調査によれば、あの日八月六日・九日当日の死者の六五％は「女・子供・年寄り」でした。家族にみとられて死ぬことができた者はわずかに四％、四割は今に至るも「行方不明」で遺体・遺骨さえわからないなど、原爆のもたらした死のむごさが明確になっています。また、二五％が、「いっそあるとき、死んでいた方がよか

った」と思ったと回答した。生きる意欲を失うほどにつらい、被爆者としての人生のむごさも明らかになっています。

今日、私ども被爆者のために「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定されていますが、これら二法では、人類未曾有の「地獄」の中の死すら償われません。また、同じ被爆者としての病気や不安に苦しんでいても、所得の多寡によって受給することのできない諸手当では、とても被害に対する国家補償と言えるものではありません。

こうした現状を考えるにつけ、私どもは一日も早く国家補償の精神に基づく「原爆被害者援護法」が制定されることを願ってやみません。とりわけ今年度内に、国が初めて実施した原爆死没者調査のとりまとめが予定されています。この機会に何としてもその実現を念願せずにはられません。

「被爆者援護法」については、国民の八七％が賛成支持の世論調査も発表されています（昭和六十一年朝日新聞）。さらには国会議員と野党を含め四百八十二名の議員の方から援護法制定の賛同署名も得ています。

被爆者の平均年齢は六十歳を超え、急速に死者被爆者がふえてきました。「生きていくうちに援護法を」という私ども被爆者の切なる胸のうちを御賢察くださり、ぜひ貴市

議会で「原爆被害者援護法」制定の促進を求める意見書を関係方面に提出していただけますよう陳情いたします。

平成二年二月二十六日

陳情者

東京都港区新橋六一一九―二三

東京都原爆被害者団体協議会

東友会

会長 伊藤 壮

印

福生市議会議長

仲村清信殿

陳情第二―二号

子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書

文部省は、昨年三月十五日告示した「新学習指導要領」を、一九九二年度（平成四年度）から完全実施するため、その移行措置という名目で、「日の丸」「君が代」の押しつけなどをことしの四月から繰り上げ実施しようとしています。

今回の改定は、提案からわずか一カ月という異例の速さで、反対意見を無視して決定されました。

この「新学習指導要領」は、教育の荒廃をより深刻化させるものです。中学校における選択教科制・習熟度別学習は受験戦争を激化させ、また、道徳教育の強制や「日の丸」「君が代」の義務づけは、憲法にも保障されている思想・良心の自由をも侵すものです。まして、作成者の中心が、あのリクルート汚染の高石邦男次官となれば、私たちはこの「新学習指導要領」を認めるわけにはいきません。

もし、「新学習指導要領」が強行実施されれば、最大の被害者になるのは子供たちです。

私たちは、子供たちを守るため、市民の代表である福生市議会が文部省に対して「新学習指導要領の撤回を求める意見書」を提出してくださるよう陳情いたします。

（陳情内容）

一、「新学習指導要領の撤回を求める意見書」を文部省に提出すること。

平成二年三月三日

陳情者代表

福生市武蔵野台二―一七―一三

福生教育を語る会

代表 谷 島 光 治

（印）

他三千百十四人

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

⑦

福総文発第三千二百五十号

平成二年三月七日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

追加議案の送付について

平成二年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第三十四号 福生市の一般職の職員の平成二年三月期期末手当の支給割合を定める条例